

議案第19号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

学校給食用米

2 取得の方法

随意契約による買入れ（単価契約）

3 取得に要する金額（見込み）

51,485,868円

4 取得に係る相手方

千葉県千葉市中央区千葉港5番25号

千葉みらい農業協同組合 代表理事専務 小島英男

令和6年9月25日提出

佐倉市長 西田三十五

財産の取得に係る概要

1 名称

令和6年度学校給食米購入

2 概要

令和6年度において佐倉市立小中学校34校の学校給食で使用する米の購入
(物品名称)

佐倉市産コシヒカリ一等米

(契約単価)

1キログラム当たり345円

(予定数量)

138,180キログラム

3 契約期間

令和6年4月3日から令和7年3月31日まで